

令和5年度

市有物件(土地・建物)
売却のご案内

一般競争入札の流れ

一般競争入札とは、市が設定した予定価格以上で最も高い金額を提示した方に売却する方法です。

予定価格は公表しませんが、入札価格を算定する際の参考金額を掲載しております。

なお、現地説明会は実施しませんので、入札参加前に必ず現地を確認してください。
(※看板が目印です)

1. 申込期間

令和6年1月23日(火) から

令和6年2月16日(金) まで

1. 管財課窓口又は市のHPから参加申込書等を準備いただき、その他必要書類(3pに記載しています)をご用意ください。
2. 入札日までに入札保証金を振込んでください(入札金額の5%以上)。
※ 落札者以外の入札保証金は、入札保証金返還請求書提出後、同書面に記載された口座に返還します。
※ 落札者の場合は契約が締結されなかったとしても、入札保証金は返還できません。
3. 期間内に必要書類を管財課窓口へ持参、または郵送にて提出ください。

2. 入札日・開札時間

令和6年2月26日(月)

9:30~

1. 参加希望の物件毎に、下記の時間に市役所第2庁舎3階301会議室に入室(時間厳守)してください。
【物件番号1】 9:30入室~ 9:40開札予定
【物件番号2】 10:00入室~ 10:10開札予定
【物件番号3】 10:30入室~ 10:40開札予定
2. 入札書に日付、住所、氏名、押印、物件番号、落札したい価格を記入してください。
3. 入札者又は代理人は、係員の指示に従い入札書の提出をしてください。

3. 落札候補者の決定

1. 市が定める予定価格を超え、最高価格を提示した入札者を落札候補者とします。なお、金額が同額により候補者が複数になった場合、くじ引きで落札候補者を決めます。
2. 暴力団排除の取り組みの一環として、落札候補者の公有地購入資格確認のため、市から福岡県警察に照会します。
3. 福岡県警察からの回答後、落札者を決定します。
(照会に5日程度かかりますので、決定後担当者から連絡及び決定通知書を送付します。)

4. 契約締結

落札者は、落札者決定の日の翌日から7日以内に、落札価格の10%以上の代金を契約保証金として納付してください。

納付をもって売買契約締結といたします。

※入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

※落札者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。

※売買契約書に貼る収入印紙の代金は、落札者の負担になります。

5. 売買代金の納付

契約日から30日以内に全額一括納付していただきます。

※契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

6. 登記手続き

1. 売買代金の納付があったときに所有権が移転し、同時に物件を引渡したものとします。※現状有姿のまま引渡し。

2. 所有権移転登記手続は市が行い、手続が完了次第、落札者に「登記識別情報通知書」、「全部事項証明書」と「登記完了証」をお渡します。

3. 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担になります。

登録免許税 = 固定資産税評価額(市で算定します) × 15/1000

注意事項・詳細などは次ページ以降をご確認ください



注意事項

入札の参加資格

入札に参加できる方は個人又は法人とし、下記のいずれかに該当する方は参加できません。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項に基づき一般競争入札に参加することができない者
- ③市税に滞納のある者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤法人であって、その役員のうち④のいずれかに該当する者がある者
- ⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が、その事業活動を支配する者
- ⑦前各号に掲げるもののほか、入札に際し、不正な行為を行った者

入札に必要な書類

	入札参加申込書	本パンフレット6p 参加申し込み期日までに提出ください
	市税に滞納のない証明書	収納管理課(第1庁舎2階)にて取得可能です。 参加申し込み期日までに提出ください。
	印鑑登録証明書 または印鑑証明書	発行から3ヶ月以内のものを参加申込期日までに提出ください
	法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書)	※法人の方のみ 発行から3ヶ月以内のものを参加申込期日までに提出ください
	暴力団排除に関する 誓約書または同意書	※個人の場合7p、法人の場合8・9p 参加申し込み期日までに提出ください
	入札書	本パンフレット10p(代理人参加の場合は11p) 入札日当日に提出ください
	委任状	本パンフレット12p ※代理人による参加をされる方のみ入札日に提出ください
	共有に関する申出書	本パンフレット13・14p ※落札後名義を共有にしたい方のみ入札日に提出ください
	入札保証金返還請求書	本パンフレット15P 入札日当日に提出ください
	入札保証金納入通知書	入札日当日までに納付書(16p)にてお支払いください。 納入後、領収書が渡されますので入札日当日にお持ちください

参加申込期日までに提出



入札日当日までに提出

申込について

- ①令和6年1月23日(火)～令和6年2月16日(金)までに、3pに記載している必要書類をそろえて提出してください。
- ②提出方法については、古賀市役所管財課窓口へ持参するか、下記住所までご郵送ください。郵送の場合は当日消印有効です。

送付先・・・〒811-3192

古賀市駅東1丁目1番1号 古賀市役所管財課 管財係 宛

- ③申込受理後、「入札参加受付通知書」を発行いたします。
※申込期限以降、通知書が届かない場合は管財課までご連絡ください。

入札保証金について

- ①入札書に記入する金額の5%以上の金額が必要です。
※万円止め(千の位を四捨五入・千未満切り捨て)でお願いします。
(例)入札書に記入した金額が16,900,000円の場合
× 840,000円 / ○ 850,000円
- ②パンフレット15pの納付書によって、指定した金融機関へお支払いください。
- ③落札者以外の方は「入札保証金返還請求書」に記載いただいた口座に返還します。

代理人が参加する場合

- ①代理人が入札するときは、委任者の印鑑、代理人の印鑑を押印した「委任状」を持参してください。(配偶者等近親者が代理人となる場合も「委任状」は必要です)
- ②入札者は、同一物件について入札者以外の者の代理人を兼ねることはできません。
- ③代理人は、同一物件について2人以上の者の代理人となることはできません。

共有について

- ①土地の名義を共有にしたい場合は、「共有に関する申出書」に必ず共有者となろうとする方全員の住所、氏名の記入、押印をし、「印鑑登録証明書」を添付し提出してください。
- ②2名以上の共有による入札も可能ですが、共有の場合でも同一物件については、重複して入札できません。

※落札後の名義人の変更はできません。

落札後の禁止用途

落札者は、落札後の本物件を下記の用途として利用又は第3者への貸付を禁止します。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業及び暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団もしくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの

入札の中止・無効

- ①入札参加者がいない場合や入札に著しい支障を生ずる場合などには、入札を中止又は延期することがあります。入札を中止又は延期した場合に、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責任を負いません。
- ②下記の内容について確認された場合、入札を無効とすることがあります。
 - ・入札参加の資格がなく、入札したとき
 - ・市の指定する手続以外の方法(書類の不備等を含む。)で申込が行われたとき
 - ・市の指定する期間中に、入札保証金の入金がないとき
 - ・「入札書」に記名押印が無い、入札額が未記載または訂正されている、記載事項について判読できないときなど
 - ・ひとつの封筒に二つ以上の入札書が同封されたとき
 - ・ひとつの入札について同一の者が2通以上の入札書を提出したとき
 - ・代理人であるにも関わらず「委任状」を提出しないとき、または他人の代理を兼ね、もしくは2人以上の代理をしたとき
 - ・談合その他不正行為によってされたと認められる入札をしたとき

その他

- ・申込状況につきましては、随時お教えしますので、お気軽にお問い合わせください
- ・この物件につきましては、地積測量図(求積図)はありませんのでご了承ください。
- ・入札結果について問い合わせがあった場合は、情報の提供を行うことがあります。

問い合わせ先
古賀市役所 管財課 管財係
担 当：末富
T E L：092-942-1168 (内線345)
E-mail：kanzai@city.koga.fukuoka.jp